

裾野市訓令第1号

裾野市建設関連業務に係る最低制限価格制度実施要領を次のように定める。

令和6年2月7日

裾野市長 村田 悠

裾野市建設関連業務に係る最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、裾野市が発注する測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務(以下「建設関連業務」という。)の請負契約に係る競争入札を行う場合において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10第2項(令第167条の13において準用する場合を含む。)及び裾野市契約規則(平成8年裾野市規則第13号)第11条の規定に基づき、契約内容に適合した履行を確保するための最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定める。

(対象とする業務)

第2条 この要領は、予定価格が500万円以上の建設関連業務を対象とする。ただし、予定価格が500万円未満の建設関連業務について、市長が特に必要と認める場合は、対象とすることができる。

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条 最低制限価格は、次の各号に定める業務ごとに、当該各号に掲げる予定価格算出の基礎となった額の合計額に、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の額に相当する額(以下「消費税相当額」という。)を加算して得た額とする。ただし、当該額が予定価格に10分の8(測量業務にあつては、10分の8.2、地質調査業務にあつては、10分の8.5)を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に10分の8(測量業務にあつては、10分の8.2、地質調査業務にあつては、10分の8.5)を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6(地質調査業務にあつては3分の2)を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6(地質調査業務にあつては3分の2)を乗じて得た額とする。

- (1) 測量業務
 - ア 直接測量費の額
 - イ 測量調査費の額
 - ウ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
 - (2) 土木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合）
 - ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
 - (3) 建築関係の建設コンサルタント業務
 - ア 直接人件費の額
 - イ 特別経費の額
 - ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
 - (4) 地質調査業務
 - ア 直接調査費の額
 - イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
 - (5) 補償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合）
 - ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額
- 2 予定価格算出の基礎となった額の合計額は、1万円単位とし、1万円未満の端数は切り捨てる。
- 3 第1項の規定による算定が困難な場合又は業務等の種類及び内容により同項の規定による算定が適当と認められない場合若しくは特別な業務等の場合における最低制限価格の算定については、同項の算定方法にかかわらず、契約ごとに10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）から10分の8（測量業務にあつては、10分の8.2、地質調査業務にあつては、10分の8.5）までの範囲内で裾野市建設工事等業者指名委員会設置規程（平成21年裾野市訓令第8号）第1条に規定する裾野市建設工事等業者指名委員会の定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

4 前3項の規定により定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格〇〇円」と記載し、最低制限価格から消費税相当額を控除した額を「最低制限価格入札書比較価格〇〇円」と記載する。

(入札参加者への周知)

第4条 市長は、一般競争入札にあつては入札の公告において、指名競争入札にあつては指名通知等において、最低制限価格の設定をしている旨を明示するものとする。

(入札の執行)

第5条 開札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札をした者を失格とし、落札者とししないものとする。

(入札経過の整理)

第6条 市長は、前条の決定を行った場合、入札経過表に当該入札をした者を「失格」と決定した旨を記載するものとする。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知を行うものから適用する。